



# ひだか 商工会だより

平成 20 年 11 月 25 日 (第 64 号)

## 考えようエネルギーのこと

商工会とエナジートーク二十一の主催による「暮らしとエネルギー」について講演会が開催されました。

「エネルギーと環境について」の講演会が十一月六日、北海道大学の住吉孝教授を講師に迎え「考えてみよう・エネルギーのこと」と題して行われました。講演会には七十名ほどが参加し、住吉教授からは、エネルギー事情、環境問題も含めた原子力発電などについて説明が行われました。さらに資源には限りがあることから、国内の原子力発電の状況及び使用済み核燃料プルトニウムの国内再処理『プルサーマル利用』の概要について説明が行われました。

気になる放射線については、今現在も生活する中で放射線は

常に浴びており、問題はその量。大量に浴びてしまうと体の中で処理しきれなくなり、癌などが発生しやすくなってしまいます。会場では、実際にガイガーカウンターを使ってジャガイモやホッ

ケなど（いずれも水分を抜き粉としたもの）を計ってみたところ、すぐに反応し、カウンターのメモリが放射線の数値を示す実験が行われました。最後に、参加者全員にエコバックが配布され、エネルギーのことを考えるよい機会が与えられました。

### 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が次の通り改正されます。

最低賃金

時間額 六百六十七円

（効力発生 十月十九日）

最低賃金には、皆勤手当、通



勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

特定の産業(「乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業、情報通信機器器具製造業、電子部品・デバイス製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」)で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

## 特別事業(ヤマだべさ弁当を復活させる会)着々と進む!

商工会青年部 青年部(部長 望月章)では、日高町の特産品として開発及び道の駅にて販売されている『ヤマだべさ弁当』の販路拡大並びにPR事業推進の為に、部員によるスタッフを配置し、調査研究

活動を鋭意進めております。

これまでに、打合せ会議並びに改良版(やまべのにぎり)を作製し、スタッフ等による試食会アンケートを実施しました。八月に開催された夏祭りチャリティ子供盆踊り会場にて、来場者へやまべのPR等を行ないました。

そして、富川高等学校三年生課題授業として実施した、やまべを材料とした『弁当コンペ』に材料提供、審査員としての協力を行ないました。

なお、更なる販路拡大・PRとして、札幌市で七月に開催された道主催の『売れる加工食品開発支援事業アドバイス会』に、改良版(やまべのにぎり)を参加出品し、食品表示・パッケージ・販売価格について専門家のアドバイスをいただきました。同じく、十月に道主催の『売れる加工食品開発支援事業試食評価

会』にも参加出品し、二十代、

六十代までの男女計約百四十名強のモニターから食味、食感、パッケージ、ネーミング、価格、獨創性、購買意欲の項目について、評価をしていただきました。

この、道主催の『売れる加工食品開発支援事業』に参加出品して、様々な専門家にアドバイスをいただいた内容に関しては、これからの販路拡大並びにPRを行なう上での糧となりました。

## 頭の下がる人生を(講演会) 秋の絵手紙作成

管内商工会女性部研修会

平成二十年度「日高管内商工会女性部員研修会」が、当女性部の主幹にて、十月十七日(金)に日高町商工会(本所)二階研修室にて開催されました。

当日は、日高管内の各商工会女性部より計三十一名の参加がありました。

午前中は、富川湖龍山西光寺、住職豊田靖史氏を招き、『頭の下がる人生を!』をテーマに、豊田氏の体験談等を交えて大変為になる講演をしていただきました。

午後からは、富川絵手紙サークル会長西藤満里子氏とメンバーの方一名を招き、絵手紙の基本の書き方から指導していただ



きました。

秋ということもあり、『かき・ピーマン・ほうづき』の計三点の作品を各自作成いたしました。

両研修とも大変好評に終了いたしました。



## 政管健保は「協会けんぽ」

十月から、政管健保は「協会けんぽ」に変わりました。

政府管掌健康保険は、これまで国（社会保険庁）で運営していましたが、本年十月に新たに全国健康保険協会が設立され、現在、協会が運営しています。

現在お持ちの被保険者証は十月以降も切替が終了するまで引き続き有効であり、保険給付の内容には変わりありません。全国健康保険協会北海道支部の所在地・連絡先は次の通りです。

〒060-8524

札幌市北区七条西四 三二

北海道ビル

全国健康保険協会北海道支部

〇一一七二六・〇三五一

### 協会けんぽQ&A

**Q一**被保険者証はどうなるの？

これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了する

まで現在の被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。なお、十月一日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。

**Q二**保険給付の内容はどうなるの？

医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

**Q三**保険料はどうなるの？

本年十月の協会設立時の健康保険の保険料率は、九月三十日までの政府管掌健康保険の保険料率（八・二％）が適用されます。

**Q四**健康保険の給付等の申請

窓口や保険料の納付先はどうなるの？

健康保険への加入や保険料の納付の手続きは、従来と同様、

最寄りの社会保険事務所（社会保険庁）において、お勤め会社（事業所）を通じて行います。

傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は、協会の核都道府県支部で行います。また、円滑な移行を図るため、当面、協会の職員の巡回等により、社会保険事務所に申請の受付等の窓口を開設します。なお、県子保険の申請や届出は、来所していただくなくとも、郵送で行うことができます。

### 預金保険制度

北海道財務局

預金保険制度とは、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の預金等のうち一定のものを保護するために設けられた制

度です。

お持ちの預金等の種類によっては、保護される金額が異なります。原則、決済用預金（当座預金、利息の付かない普通預金）については、残高に係らず全額保護されます。また、一般預金等（利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・納税準備金・通知預金等）については、預金者一人当たり、一金融機関ごとに合算され、元本一千万円までとその利息等が保護されます。

家族名義の預金は、家族であっても、夫婦や親子は、それぞれ別の法的主体であるため、それぞれ別に「名寄せ」されます。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金は、借名預金となり保護されませんので、ご注意ください。また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人事業用の預金は、個人名義の預金等と合算されるため、注意が必要

です。

現在対象となる金融機関は次の通りです。

銀行（日本国内に本店があるもの）・信用金庫・信金中央金庫・信用組合・全国信用協同組合連合会・労働金庫・労働金庫連合会・(株)ゆうちょ銀行・(株)商工組合中央金庫（十月より特殊会社化に伴い対象）

### 中小企業年末金融

北海道では、平成二十年度の中小企業年末金融を幹旋しています。融資対象者は、原則道内に事業所を有する中小企業者とし、遊興娯楽等の一部の業種は除かれます。

#### 融資条件

- 一、融資金額 三千万円以内
- 二、資金使途 運転資金
- 三、融資期間 一年間

四、融資利率 各取扱金融機関

の利率による

#### 信用保証

一、すべて北海道信用保証協会の保証付とする

二、信用保証率は、経営状況に応じ年〇.四％から一.七％

#### 取扱期間

十一月四日～十二月二十六日

### e-Tax ヴィレ

e-Tax（国税電子申告・納税システム）とは、あらかじめ開始届を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

利用できる手続き

申告

所得税、法人税、消費税の申

告はもちろん、酒税や印紙税の申告もできます。

また、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告用データをe-Taxへ送信することができます。

納税

インターネットバンキングやATMなどを利用して、すべての税目の納税ができます。

申請・届出等

青色申告の承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書の交付請求など、税務に関する申請・届出などの提出ができます。

